

口座振替依頼書(自動払込利用申込書) 収 印

年 月 日

玉野市長様
取扱金融機関様
私が玉野市に納付する市税等を下記の預(貯)金口座から納付したいので、下記事項確認の上、依頼します。

住所 〒706-8510
岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

氏名 **玉野 太郎**
電話番号

カナ **タマノ タロウ**
漢字 **玉野 太郎**

届出印

押印しての下を
下印を

銀行 信用金庫 支店
農協・金庫 営業部

押直し用

預金種別

口座番号(右詰記入)

☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 納税準備

1

2

3

4

5

6

7

金融機関コード

記号

番号(右詰記入)

9900

※

6桁目がある場合は※欄にご記入ください。

税目・科目	納付方法	備考	科目	備考
☒ 固定資産税 都市計画税 (種別 35)	☒ 全期 ☐ 期別		☐ 国民健康 保険料 (種別 28)	+国民健康保険料のお申し込みは、納 税・納入義務者欄に、世帯主名を御 記入ください。
☒ 市県民税・ 森林環境税 (種別 35)	☒ 全期 ☐ 期別		☐ 後期高齢者 医療保険料 (種別 28)	+後期高齢者医療保険料の口座振替は、 75歳からです。
☒ 軽自動車税 種別割 (種別 35)			☐ 介護保険料 (種別 28)	+介護保険料の口座振替は、65歳から です。
☐ 公園管理料 (種別 30)		許可番号	☐ 住宅使用料 (種別 25)	
			☐ 市営駐車場 使用料 (種別 30)	

約定

1 玉野市から納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、指定預(貯)金口座から納付書記載の金額を
払出し、玉野市へ納付してください。

2 前項の手続きについては、普通預(貯)金規定又は当座勘定規定若しくは納税率備預金規定にかかわらず、預(貯)金通帳、両戻
請求書の提出又は小切手の振出しはしません。

3 指定預(貯)金口座の残高が所定の振替日に、納付書記載の金額に満たないときは、その納付書を玉野市へ返却されても異議は
ありません。

4 振替日において、預(貯)金残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合は、別途口座振替不能通知書で納めます。

5 振替済の確認は通帳にて行いますので、領収書については請求いたしません。

6 この契約は、口座振替廃止届又は指定預(貯)金口座の解約をしない限り翌年度以降も継続してください。

7 この契約が必要と認められた場合は解除されても異議ありません。また、私の都合により解約及び変更の場合は届書を提出します。

8 玉野市は、口座名義人の死亡を確認した場合等は、口座振替による納付を廃止することができるものとします。

9 この契約について、万一紛議を生じても貴店に迷惑をかけません。

払込先加入者名 玉野市会計管理者
払込先口座番号 01310-9-960727
種目コード 新税・変更166

玉野市受付印

金融機関受付印

金融機関利用
不備事項
1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
3. 印鑑相違
4. その他()

受付
可能
記録
検印

①納税・納入義務者の住所、氏名、電話
番号をご記入ください。

②ご希望の口座についてご記入の上、通帳
の届出印を押印してください。
記入内容を訂正する場合も、通帳の届出
印を押印してください。

③ご希望の税目・科目、納付方法にチェックを
してください。

金融機関等の確認が必要なため、お申込みいた
いだいてから手続きが完了するまで1〜2か月かかります。
口座振替の開始時期は後日通知いたしますので、それ
までは従来どおりの方法により納めてください。
申込内容に不備がある場合は、再提出となりますので、
振替開始時期が遅れる場合がございます。あらかじめ御
了承ください。

ご不明な点がございましたら、玉野市 財政部 税務課
(0863-32-5510)までご連絡ください。

【口座振替できる金融機関】
◎中国銀行 ◎みずほ銀行 ◎三井住友銀行 ◎百十四銀行 ◎香川銀行 ◎おかやま信用金庫 ◎トマト銀行
◎中国労働金庫 ◎岡山市農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行(自動払込み規定が適用されます。)
以上の各本店及び支店

※注意事項※

- 納税・納入義務者名は正確にご記入ください。
- ご希望の口座について、ゆうちょ銀行以外の銀行・ゆうちょ銀行のどちらかにご記入ください。
- 納付方法について、全期・期別のどちらかにチェックをしてください。記入がない場合は、期別として取り扱います。
- 全期でお申し込みの場合
 - 全期の取り扱いは振替方法の変更をしない限り翌年度以降も継続します。
 - 年度途中で全期を申し込まれた場合はその年度は期別で振替し、翌年度から全期扱いになります。
 - 全期での振替ができなかった場合は、当該年度に限り翌期から期別で振替をします。
- 固定資産税は相続や共有の変更があった場合、振替できなくなります。改めてお申し込みください。
- 軽自動車税種別割は納税義務者ご本人の所有する全ての軽自動車を対象となります。車両ごとには登録できません。
- 振替日は原則として納期の末日です。
- 預(貯)金残高が不足の場合、振替できません。
- 随時課税分については振替できません。別途お送りする納税通知書で納めてください。

約定

- 1 玉野市から納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、指定預(貯)金口座から納付書記載の金額を払出し、玉野市へ納付してください。
- 2 前項の手続きについては、普通預(貯)金規定又は当座勘定規定若しくは納税準備預金規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 3 指定預(貯)金口座の残高が所定の振替日に、納付書記載の金額に満たないときは、その納付書を玉野市へ返却されても異議はありません。
- 4 振替日において、預(貯)金残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合は、別途口座振替不能通知書で納めます。
- 5 振替済の確認は通帳にて行いますので、領収書については請求いたしません。
- 6 この契約は、口座振替廃止届又は指定預(貯)金口座の解約をしない限り翌年度以降も継続してください。
- 7 この契約は必要と認められた場合は解除されても異議ありません。また、私の都合により解約及び変更等の場合は届書を提出します。
- 8 玉野市は、口座名義人の死亡を確認した場合等は、口座振替による納付を廃止することができます。
- 9 この契約について、万一紛議を生じても貴店に迷惑をかけません。